

社会福祉法人桜梅会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜梅会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条、第28条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員、顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 常勤の理事に対してのみ報酬を支給し、非常勤の役員及び評議員に対して支給しないものとする。

- 2 報酬の額は別表1のとおりとする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、法人が別に定める「旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

会議場所	交通費		日当
丹波桜梅園	京都市より	2,500円	2,500円
	上記以外より	1,000円	
京都市内	京都市より	1,000円	2,500円
	上記以外より	2,500円	

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

実施場所	交通費		日当
丹波桜梅園	京都市より	2,500円	9,000円
	上記以外より	1,000円	

(慰労費別金)

第4条 退任役員等に対する慰労費別金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき10,000円

(2) 理事、監事、顧問
在任期間1年につき 5,000円

(3) 評議員
在任期間1年につき 5,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

(準用)

第5条 前条第2項第1号の規定は、法人が別に定める「評議員選任・解任委員会運営細則」第5条第3項の費用弁償に準用する。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(定義)

第7条 この規程で用いる役員等の勤務形態は、次の者をいう。

- (1) 常勤役員等については、所定週平均3日以上勤務を行う理事をいう。
- (2) 非常勤役員等については、常勤役員等以外の役員等をいう。

附 則

- 1 この規則は、平成29年6月17日から施行する。
- 2 第2条（役員報酬）及び第3条（費用弁償）を一部改正。第7条（定義）を追加。令和5年4月1日より適用する。

別表1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額	
	月額 20,000円	月額 400,000円までの範囲内
業務執行理事	月額 18,000円	月額 360,000円までの範囲内